

「京銀サステナブル預金PLUS」の取り扱い開始について ～本邦初！事業承継ファンドを充当対象に～



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、2025年7月4日（金）から、「京銀サステナブル預金PLUS」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本商品は、お客さまからお預かりする預金を、持続可能な社会の実現に向けた投融資（サステナブルファイナンス）、ベンチャー企業への投資、事業承継ニーズを有する企業への投資に充当するものです。お客さまは本商品へのお預け入れを通じて、地域の社会的課題解決や地域経済の活性化に向けた取り組みに貢献することができます。なお、事業承継ニーズを有する企業への投資を資金の充当対象とする預金の取り扱いは、本邦初となります。

なお、本商品の導入にあたり「京都銀行サステナブル預金フレームワーク」を策定のうえ株式会社 日本格付研究所（JCR）からセカンド・オピニオンを取得しています。今後、このフレームワークに基づいて預金の用途等を決定し、厳格に運用してまいります。

当行では、今後も、お客さまのさらなる発展と持続性のある地域社会実現をめざしてまいります。

記

1. 商品概要

通貨	円	米ドル
対象のお客さま	個人・法人	
募集総額	100億円	30百万米ドル
募集期間	2025年7月4日～2025年12月30日 ※上記期間中であっても、お申し込み総額が募集金額に達した場合は、募集を終了いたします。	
預入期間	1年	6か月 もしくは 1年
預入金額	1,000万円以上	5万米ドル以上
預金の 充当対象	・サステナブルファイナンス 京都銀行が外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスおよびこれらに準じる債券 ・ベンチャーファンド 京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資 ・事業承継ファンド 京銀NEXT Stage 2021ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資	

2. 取扱開始

2025年7月4日（金）

以 上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。



京都銀行の サステナブル預金フレームワークに係るレビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社京都銀行が 2024 年 8 月に策定したサステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）を 2025 年 6 月に改訂したことに對してレビューを行いましたので、レビューに係る第三者意見書を公表します。

<要約>

JCR は、京都銀行が 2024 年 8 月に策定した本フレームワークに対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認し、2024 年 8 月に第三者意見書を公表している。

京都銀行は、本フレームワークの資金使途について、地域のスタートアップ企業への支援となる「京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀未来ファンド）」を通じた投資、及び地域企業の事業継続への支援となる「京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀ネクストファンド）」を通じた投資を追加する変更を 2025 年 6 月に行っている。以上を踏まえ、JCR は変更される本フレームワークに対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を満たすことのみならず、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」との適合性を確認するため、今回レビューを実施する。

（以下については、2024 年 8 月の第三者意見を再掲している）

京都銀行は、1941 年に京都府北部の 4 行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951 年に現在の名称に改称している。2023 年 10 月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して「株式会社京都フィナンシャルグループ（京都 FG）」が設立され、京都銀行は京都 FG の完全子会社となった。京都 FG は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。

京都銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、

トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資に充当する。

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。また、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートを行う。

（再掲終わり）

JCR は、本フレームワークにおいて今回追加された「京銀未来ファンドを通じた投資」による地域のスタートアップ企業への支援、および「京銀ネクストファンドを通じた投資」による地域企業の事業継続への支援の双方について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されているソーシャルプロジェクトに該当し、社会的意義があるものと評価している。また、JCR は、両資金使途について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されるプロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、及びレポートの各要素の要求事項を満たしていることを確認した。

また、JCR は、今回の本フレームワークの変更に際し、他の重要な点については変更がなされていないことを確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークは参照すべき原則を全て満たすことを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社京都銀行
「サステナブル預金フレームワーク」

2025 年 7 月 3 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 5 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 5 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 7 -
3. 本フレームワークの概要	- 8 -
II. 適合性確認	- 10 -
1. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資に係る確認	- 12 -
2. 京銀未来ファンドを通じた投資、及び京銀ネクストファンドを通じた投資に係る確認	- 14 -
III. 結論	- 19 -

＜要約＞

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社京都銀行が 2024 年 8 月に策定したサステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）に対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認し、2024 年 8 月に第三者意見書を公表している。

京都銀行は、本フレームワークの資金使途について、地域のスタートアップ企業への支援となる「京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀未来ファンド）を通じた投資」、及び地域企業の事業継続への支援となる「京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀ネクストファンド）を通じた投資」を追加する変更を 2025 年 6 月に行っている。以上を踏まえ、JCR は変更される本フレームワークに対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を満たすことのみならず、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」との適合性を確認するため、今回レビューを実施する。

（以下については、2024 年 8 月の第三者意見を再掲している）

京都銀行は、1941 年に京都府北部の 4 行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951 年に現在の名称に改称している。2023 年 10 月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して「株式会社京都フィナンシャルグループ（京都 FG）」が設立され、京都銀行は京都 FG の完全子会社となった。京都 FG は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。

京都銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資に充当する。

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。また、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートを行う。

（再掲終わり）

JCR は、本フレームワークにおいて今回追加された「京銀未来ファンドを通じた投資」による地域の

スタートアップ企業への支援、及び「京銀ネクストファンドを通じた投資」による地域企業の事業継続への支援の双方について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されているソーシャルプロジェクトに該当し、社会的意義があるものと評価している。また、JCR は、両資金使途について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されるプロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、及びレポーティングの各要素の要求事項を満たしていることを確認した。

また、JCR は、今回の本フレームワークの変更に際し、他の重要な点については変更がなされていないことを確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークは参照すべき原則を全て満たすことを確認した。

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

<会社概要>

京都銀行は、1941年に京都府北部にあった両丹銀行、宮津銀行、丹後商工銀行、丹後産業銀行の4行が合併し「丹和銀行」（本店：福知山市）として誕生した。その後、1951年に現在の名称に改称している。2023年10月、京都銀行及びその子会社や関連会社で構成される京都銀行グループは持株会社体制へ移行して京都FGが設立され、京都銀行は京都FGの完全子会社となった。現在は京都市下京区に本店を構えている。京都銀行は、総資産12兆1,270億円、貸出金7兆3,222億円を誇る関西有数の地方銀行である。

<経営理念>

京都FGは、「地域社会の繁栄に奉仕する」（図表1）を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。

地域社会の繁栄に奉仕する ～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～

図表1 京都FGの経営理念¹

<京都FGのサステナビリティに関する方針>

京都FGは、サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくこと²を目指している。本方針のもと、事業活動における環境に配慮した「環境方針」、人権に配慮した「人権方針」、事業活動の中核である投融資に関する「持続可能な社会の実現にむけた投融資方針」などを定めている。

京都FGは、これらの方針に基づき、分野横断的かつ中長期的取り組みが必要となる様々な課題について社外取締役も含めて議論し、課題解決のための具体的取り組みを検討する会議体としてサステナビリティ経営会議を設置している。審議事項については、定期的又は必要に応じて随時取締役会に報告することとしている。

¹ 京都FGウェブサイト <https://www.kyoto-fg.co.jp/company/philosophy/>

² 京都FGウェブサイト https://www.kyoto-fg.co.jp/sustainability_management_policy/

＜京都 FG のマテリアリティ＞

京都 FG は、従業員の想いをベースとしてボトムアップでマテリアリティの特定を行った（図表 2）。具体的には、最初に、前身の京都銀行グループ時代に全従業員を対象に実施した「4,000 人で考える未来ビジョン」で取りまとめた従業員の想いを軸として、国際基準・ガイドライン、ESG 評価機関等からの要請に加え、京都 FG の環境認識や企業理念、成長戦略との整合性を勘案し、753 の課題を抽出した。次に、抽出した課題について京都 FG の経営戦略やサステナビリティ等の視点から 30 の課題に整理及び統合を行った。最後に「ステークホルダーにとっての重要性」及び「京都 FG にとっての重要性」の軸で評価及び議論を行い、最終的に 6 つのマテリアリティを特定した（図表 3）。京都 FG はマテリアリティに関連した各種取組を推進することで、多面的に地域の課題解決に取り組んでいる。



図表 2 マテリアリティ特定のプロセス³

マテリアリティ	対応する社会課題の例
環境の保全	●CO₂、気候変動、エネルギー ●資源枯渇、リサイクル ●森林資源、水産資源 ●環境技術、環境保全
少子高齢化	●高齢化 ●少子化 ●人口減少
ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）	●ジェンダー ●ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン ●人権、法の整備、身分証明
ウェルビーイング	●労働 ●健康、医療 ●教育
地域経済の成長	●デジタル、先端技術 ●地域経済、社会の振興 ●景気変動、経済成長 ●金融サービス、責任ある投資 ●観光 ●伝統文化 ●社会インフラ、輸送システム
地域社会の未来の安心	●企業内ガバナンス ●企業の法令遵守 ●情報セキュリティ ●リスク把握、リスクコントロール ●商品安全 ●自然災害 ●レジリエンス ●事業承継 ●住宅政策、街づくり、過疎化 ●パートナーシップ

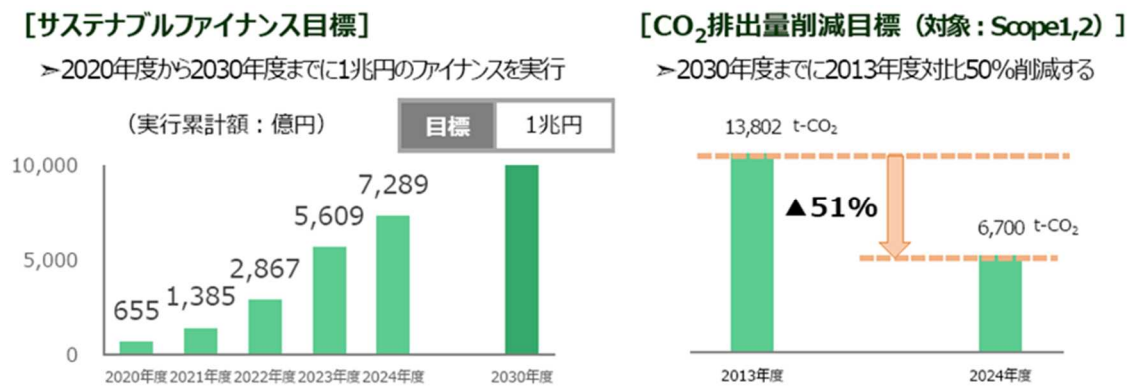
図表 3 京都 FG のマテリアリティ⁴

³ 京都 FG「統合報告書 2024」

⁴ 本フレームワーク

京都 FG は、サステナビリティ関連の特に重要な目標として、「2050 年度までにカーボンニュートラルを実現する」を設定し、2030 年度までの当面の目標として以下の 2 つを掲げて取り組んでいる（図表 4）。京都銀行は、本預金を下記目標達成に向けたファイナンス実行を支えるものと位置付けている。

- サステナブルファイナンスを 1 兆円実行する
- 京都 FG の事業活動による CO₂排出量（Scope1、2）を 2030 年度までに 2013 年度対比 50%削減する（2024 年度達成）



図表 4 京都 FG の長期目標⁵

2. 本フレームワーク作成の目的

京都銀行は、本預金を通じた資金調達によって、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを 2024 年 8 月に策定した。

京都 FG は、顧客のサステナビリティ経営実現に向けて、「京銀 SDGs 宣言サポート」、「サステナビリティ経営サポート」「SDGs 実行サポート」など、サステナビリティ経営の入口となる「理解」から「計画策定」、「実践」までを含めた一貫したコンサルティング体制を構築している。京都 FG の中核企業である京都銀行は、ファイナンスの観点から顧客のサステナビリティ経営実現を支援しているが、これまでの支援は、主に融資先となる法人が対象となっていた。京都銀行は、本フレームワークに基づく預金を通じて、個人を含む様々な顧客に対して地域の成長と持続可能な社会の実現に貢献できる機会を提供することで、京都 FG のサステナビリティ経営支援の更なる発展に寄与することを意図している。

JCR は、京都銀行が 2024 年 8 月に策定した本フレームワークに対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認し、2024 年 8 月に第三者意見書を公表している。

京都銀行は本フレームワークについて資金使途を一部追加する変更を 2025 年 6 月に行っていることから、JCR は変更される本フレームワークに対して環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を満たすことを確認するため、今回レビューを実施する。

⁵ 本フレームワーク

3. 本フレームワークの概要

(1) 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いは、窓口での募集に限定し、預入期間は 6 カ月又は 1 年で、円建て預金と外貨建て預金を扱うこととしている。

(2) 本フレームワークにおける資金使途

本預金によって調達した資金は、以下の i、ii、iii に充当する。なお、i は本フレームワークの策定時（2024 年 8 月）に設定済のものであり、ii 及び iii は今回新たに設定されたものである。

図表 5 本フレームワークで定める資金使途

	資金使途
i	外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン ⁶ 、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資
ii	京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資
iii	京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資

(3) 本フレームワークにおける資金管理

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本投融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに投融資先に充当することでこの超過分を解消するように努める。本管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる投融資先に充当されている状態を維持する。

(4) 本フレームワークの評価プロセス

京都銀行は、営業本部において本フレームワークに適合する投融資であることを確認のうえ選定する。

(5) 本フレームワークのレポートニング

京都銀行は、本預金を通じて得た資金の投融資によって発現したインパクトについて、本預金の募集開始日からおよそ半年後を基準日としてレポートニングを行う。レポートニングの公表は京都銀行ウェブサイトで行うことを予定している。主な開示事項は下記のとおりである。

⁶ 資金使途特定型に加え、資金使途不特定型（トランジション・リンク・ローン）も本対象に含む

- 本預金の募集期間
- 本預金の預入残高
- 投融資分類別充当金額
- 本預金の預入残高が投融資への充当総額を超過していないこと
- 適格投融資毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部投融資に限る）
- 投資先の企業数（一部投資に限る）
- その他、適格投融資分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

II. 適合性確認

JCR は、本フレームワークで定める預金による資金調達から資金使途への充当までの流れにおいて、国際原則等で定める事項が保持されていることについて、資金使途ごとに確認する。参照する原則等は図表 6 で示すとおりであり、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資（資金使途 i）、京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資（資金使途 ii）、京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資（資金使途 iii）に分けて確認を行っている。なお、資金使途 i は 2024 年 8 月に第三者意見書を公表済であることから、必要に応じ、2024 年 8 月の意見書を引用する。

図表 6 本第三者意見における確認内容

i	外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン ⁷ 、ポジティブ・インパクト・ファイナンス及びこれらに準じる債券への投融資	グリーンローン原則 ⁸ グリーンボンド原則 ⁹ ソーシャルローン原則 ¹⁰ ソーシャルボンド原則 ¹¹ サステナビリティボンド・ガイドライン ¹² サステナビリティ・リンク・ローン原則 ¹³ サステナビリティ・リンク・ボンド原則 ¹⁴ グリーンローンガイドライン ¹⁵ グリーンボンドガイドライン ¹⁶ ソーシャルボンドガイドライン ¹⁷ サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン ¹⁸ サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン ¹⁹ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック ²⁰ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 ²¹
---	---	---

⁷ 資金使途特定型に加え、資金使途不特定型（トランジション・リンク・ローン）も本対象に含む

⁸ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

¹⁰ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

¹¹ International Capital Market Association (ICMA) "Social Bond Principles 2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

¹² ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

¹³ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Sustainability-Linked Loan Principles 2024" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

¹⁴ International Capital Market Association (ICMA) "Sustainability-Linked Bond Principles 2024" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-linked-bond-principles-slbp/>

¹⁵ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹⁶ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹⁷ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

¹⁸ 環境省 「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹⁹ 環境省 「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

²⁰ International Capital Market Association(ICMA) "Climate Transition Finance Handbook 2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/climate-transition-finance-handbook/>

²¹ 金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025 年版」 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/basic_guidelines_on_climate_transition_finance_jpn_2025.pdf

		ポジティブ・インパクト金融原則 ²²
ii	京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資	ソーシャルボンド原則 ²³ ソーシャルボンドガイドライン ²⁴
iii	京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）を通じた投資	ソーシャルボンド原則 ²⁵ ソーシャルボンドガイドライン ²⁶

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀未来ファンド）を通じた投資、及び京銀 Next Stage2021 ファンド投資事業有限責任組合（本ファンド設立以降に設立された、京都銀行が有限責任組合員となる同種のファンドを含む）（京銀ネクストファンド）を通じた投資において、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドライン（ソーシャルボンド原則等）を参照している。ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインは預金商品を想定して策定されたものではなく、ソーシャルボンド原則等を直接適用できないため、JCR はソーシャルボンド原則等を参照する形で確認する。その他の資金使途において、インパクトファイナンスの基本的考え方を参照する形で確認を行う。

²² United Nations Environment Programme - Finance Initiative (UNEP FI) "The Principles for Positive Impact Finance" <https://www.unepfi.org/industries/banking/principles-for-positive-impact-finance/>

²³ International Capital Market Association(ICMA) "Social Bond Principles2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

²⁴ 金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

²⁵ International Capital Market Association(ICMA) "Social Bond Principles2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

²⁶ 金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

1. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資に係る確認

本フレームワークで定める資金使途のうち、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資について、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、JCR は以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1～4 に対応している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価およびモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

-
1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
-

京都銀行は、本フレームワークで定める資金使途の一つとして、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資に充当するとしている。そのため、本預金によって調達した資金を充当する投融資は、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、ポジティブなインパクトを生み出すことが確認されている。したがって、本預金はポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されている。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際において、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する低減策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本資金使途について、ネガティブインパクトの適切な緩和・管理を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

-
2. インパクトの評価およびモニタリングを行うものか。
-

本フレームワークで定める資金使途の一つとして、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資に充当するとしている。

外部機関から評価又は第三者意見を取得する際において、当該投融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価がなされたものと考えられる。また京都銀行は、インパクトの発現に係るモニタ

リング及び伴走支援について、投融資毎に、上記の事前の評価に基づいて行うこととしている。

以上より、本資金使途について、インパクトの評価及びモニタリングが適切に実施する体制が整備されている。

3. インパクトの評価結果およびモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本フレームワークで定める資金使途の一つとして、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、原則としてその評価又は第三者意見の情報開示が行われている。また、投融資期間において発現したインパクトや KPI、SPT の進捗状況について、原則として公表される予定である。

京都銀行は、本預金の充当先である投融資によって発現したインパクトのモニタリングを行い、本預金としてのレポートニングによる開示として公表することを予定している。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示は適切である。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

京都銀行は、本預金の募集にあたって、資金充当先が本フレームワークで定義された投融資に限定されていることについて、チラシ等を用いて預金者に説明を行う。本預金のうち円建て預金の場合、京都銀行が取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。本預金のうち外貨建て預金の場合、京都銀行が取り扱う通常の外貨定期預金と同様に預金保険制度の対象外となるため、通常の外貨定期預金と同様に、当該リスクについて、預金者に対して重要事項説明等を実施する

本預金は、京都銀行が提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して金利という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された投融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポートニングという形で提供することとしている。京都銀行は、本フレームワークに基づく預金について継続的に募集することを予定しており、預金者は、預金を通じたサステナビリティへの貢献機会が中長期的に提供されるものと考えられる。

以上より、本預金は預金者に対して、中長期的な視点に立って適切なリスク・リターンを確保する機会を提供できるように設計されている。

上記 1 から 4 の結果より、本フレームワークが環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示された事項に引き続き適合していることを JCR は確認した。

2. 京銀未来ファンドを通じた投資、及び京銀ネクストファンドを通じた投資に係る確認

京銀未来ファンドを通じた投資について、金融機関からの借入等による資金調達に難しい地域のスタートアップ企業を支援することを京都銀行は意図している。

京銀ネクストファンドを通じた投資について、高齢化や後継者不足、労働力不足等の課題を抱える地域企業の事業継続と事業発展を通じた雇用の創出を京都銀行は意図している。本意図に基づき、京銀ネクストファンドを通じた投資の対象企業は、下記の「中堅・中小企業」を対象とする。

「中堅・中小企業」の定義

1) 企業規模

1-1) 中小企業基本法の定義を満たす中小企業者

1-2) 中堅企業（売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金 10 億円以下のいずれかに合致する企業）

2) プライム市場上場企業（及びその連結子会社）は除く

2.1 調達資金の使途

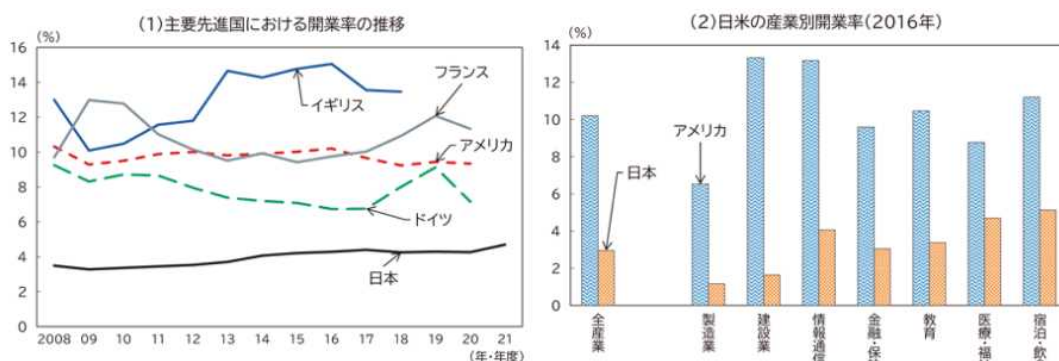
【確認の視点】

本項では、最初に調達資金が社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について京都銀行の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(1) プロジェクトのソーシャル性について

(1)- i 京銀未来ファンドを通じた投資

日本は、主要先進国と比較して開業率が低い傾向にあり、産業別に見ても本傾向は同様である。スタートアップが増えることは、スタートアップ自体の成長による経済発展だけではなく、スタートアップに対する M&A やスタートアップとのコラボレーションによる新技術の導入によって、既存の大企業の成長にも資する点が指摘²⁷されている。



図表 7 開業率の国際比較²⁸

²⁷ 内閣官房「スタートアップ育成 5 年計画」

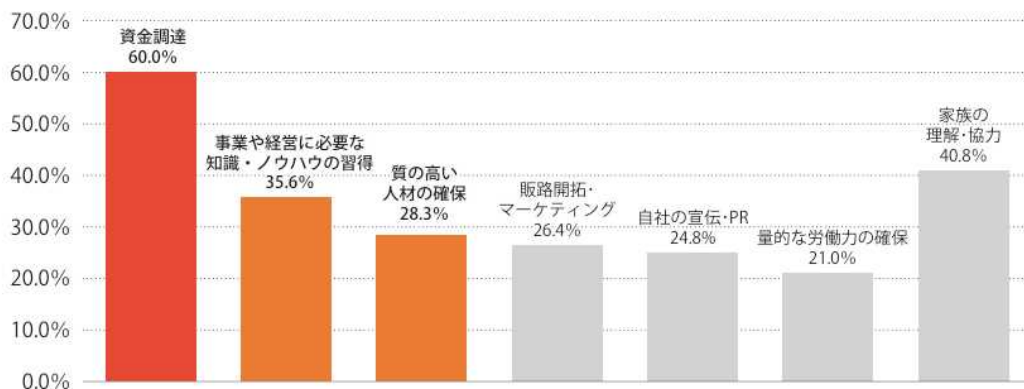
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

²⁸ 労働経済白書「令和 5 年版労働経済の分析」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/23/backdata/02-03-10.html>

日本政府は、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、2022年11月28日に「スタートアップ育成5か年計画」を決定した。①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、の3本柱を一体として推進している。2024年9月には改正産業競争力法が施行され、スタートアップへの集中支援等の措置が講じられている²⁹。

日本において、スタートアップの支援が進んでいる一方、事業成長のための資金調達の難しさ等の課題が指摘されている。一般に、スタートアップは、創業から間もないこと等を背景に、金融市場へのアクセスが限られているとも言われている。事業運営を進めていくうえで、資金調達は必要不可欠な要素であり、資金供給を本業とする金融機関に期待される役割は大きいと言える。



図表 8 創業期の事業者が直面する課題の種類³⁰

京都銀行は、創業段階の企業や成長が期待されるベンチャー企業、新しい事業分野へ進出を検討されている企業など、企業のライフステージに応じて、創業に関するご相談やベンチャーファンド・6次産業化ファンドによる資金面の支援、「京銀活き活きベンチャー支援ネットワーク」による経営面・技術面の支援といった豊富なサポートメニューにより、あらゆるニーズに応えるよう努めている。

JCR は、京銀未来ファンドを通じた投資について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されているソーシャルプロジェクトのうち、下記に該当するものであると評価している。

・「スタートアップ企業およびその従業員」に対する

「必要不可欠なサービスへのアクセス（例：資金調達と金融サービス）」

(1)-ii 京銀ネクストファンドを通じた投資

中小企業庁³¹によると、日本企業のうち 99.7%を占める中小企業の後継者不在状況が深刻であり、廃業の増加による貴重な雇用や技術への影響が懸念されている。経営者年齢のピークは 2000 年から 2020 年の 20 年間で 50 代から 60～70 代へと大きく上昇しており、後継者の不在状況の深刻さも相まって、近年増加する中小企業の廃業の大きな要因の一つとなっている。廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるためには、事業承継が一層重要となってきた。

²⁹ 経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/index.html>

³⁰ 内閣府規制改革推進会議 スタートアップ・投資 ワーキング・グループ第 7 回資料 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_02startup/240403/startup01_02.pdf

³¹ 中小企業庁ウェブサイト https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/known_business_succession.html

京都府には創業 100 年以上の企業が 2,000 社以上ある。企業における設立 100 年以上の老舗の比率は 5%と、都道府県別で最も高いとされる。一方、京都府内の全業種約 6,000 社を対象とした調査では、後継者が「いない」または「未定」とした企業は 2024 年で 2,594 社に上り、京都府内の後継者不在率は 44.2%となり、前年と比べ横ばいとなった。2021 年以降は 3 年連続で前年の水準を下回っていたが、直近では改善スピードが鈍化している。コロナ以前から官民一体となって推し進めてきた活動が中小企業にも浸透・波及し、後継者問題への取り組みは一定の成果を上げている一方で、改善ペースには鈍化の兆しがみられる。代表者の交代のほか、当代での店じまいを決断した高齢代表者など事業承継を望まない層も多く、後継者不在率は 40%前後で当面推移する可能性がある。



図表 9 京都府の後継者不在率の推移（帝国データバンク）³²

京都 FG は、2030 年度までに地場中小企業向けの事業承継ファンドの規模を現在の 4 倍の 500 億円に引き上げる計画を持っている。京都 FG 傘下の京都銀行の取引先で、後継者不在などの理由から存続に課題を抱える中小の株式をファンド資金で買い取り経営に参画し、事業を改善することで承継先をみつけやすくし、地域経済の活力をつなぐ意図である。

JCR は、京銀ネクストファンドを通じた投資について、ソーシャルボンド原則及びソーシャルボンドガイドラインで定義されているソーシャルプロジェクトのうち、下記に該当するものであると評価している。

- ・「中堅・中小企業およびその従業員」に対する

「雇用創出並びに、社会経済的危機、クライメイトランジションプロジェクト及び／又は『公正な移行』のためのその他考慮より生じる失業の防止及び／又は緩和のためのプログラム」及び「社会経済的向上とエンパワーメント（地方創生・地域活性化）」

³² 帝国データバンク 京都府「後継者不在率」動向調査（2024 年）<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241205-succession2024-kyoto/>

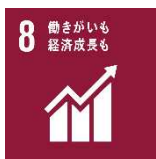
(2) 環境・社会に対する負の影響について

京都銀行は、京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資を実施する際には、「持続可能な社会の実現に向けた投融資方針」のもと、石炭火力発電事業などへの投融資を抑制することで「ネガティブな影響の低減・回避」に取り組む予定である。

(3) SDGs との整合性について

JCR は、京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資について、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。

目標 8：働きがいも経済成長も



ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

ターゲット 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

【確認の視点】

本項では、京都銀行が京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資によって実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に預金者に開示されているか否かについて確認する。

ア) 目標

I-1 で記載した通り、京都 FG は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けている。サステナビリティ経営方針として、上記の経営理念に基づいて地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより、長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献していくことを目指している。また、京都 FG は、社会的価値と経済的価値を共に高める「サステナビリティ経営」に取り組んでおり、従業員の想い、国際的規範（SDGs 等）、ステークホルダーの関心等を勘案し、重点的に取り組む事項としての「マテリアリティ」を特定している。京都銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG/SDGs 分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定している。

本フレームワークで資金使途として定められた「京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資」について、京都 FG の経営理念やマテリアリティ（地域経済の成長）に資するものである、と JCR は評価している。

イ) 選定基準

JCR は、Ⅱ-2 で確認したとおり、京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資は社会的便益を有するプロジェクトであると評価している。また、京都銀行において、本フレームワークを踏まえてプロジェクトの選定を行うためのルールが定められていることを確認した。

ウ) プロセス

京都銀行は、営業本部において、本フレームワークに適合する投融資を選定し、その適合の確認を行う。充当にあたっては、営業本部法人総合コンサルティング部長の承認をもって決定する。本プロセスは、本フレームワークの開示によって預金者に説明される。以上より、JCR は、透明性のあるプロセスであることを確認した。

2.3 調達資金の管理

【確認の視点】

本項では、本預金によって調達された資金が確実に京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資に充当されること、またその充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

本確認においては、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

京都銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本投融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに投融資先に充当することでこの超過分を解消するように努める。本管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる投融資先に充当されている状態を維持する。

2.4 レポーティング

【確認の視点】

本項では、本預金による資金調達の前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

京都銀行は、本預金で調達した資金の充当状況について、本フレームワークで定める内容を、年次で京都銀行のウェブサイト上に開示する予定である。これらの開示において、アウトプットとして「投資先の企業数」又は「投融資分類別充当金額」、アウトカム・インパクトとして「投融資先毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール」「投資分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標」が開示されることが予定されている。以上より、JCR は、京都銀行によるレポーティング体制が

適切であると評価している。

上記 2.1～2.4 の結果より、JCR は、本フレームワークにおいて、本預金で調達した資金を京銀未来ファンドもしくは京銀ネクストファンドを通じた投資に充当する枠組みに関して、参照する基準を満たすことを確認した。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが定める預金による資金調達から資金使途への充当までの流れにおいて、参照する基準（環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方、ソーシャルボンド原則等）で示された事項に適合していることを確認した。

（担当）佐藤 大介・間場 紗壽

（2025 年 6 月評価時点）

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

International Capital Market Association(ICMA) 「ソーシャルボンド原則」

金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1) 金融機関、ブローカー・ディーラー、(2) 保険会社、(3) 一般事業法人、(4) 政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル